

協議案件（2）地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統）について

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助）

国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
 - 一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
 - 予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

<補助対象経費算定方法>
 予測費用
 (事業者のキロ当たり経常費用見込額 × 系統毎の実車走行キロ)
 -
 予測収益
 (系統毎のキロ当たり経常収益見込額 × 系統毎の実車走行キロ)
 = 補助対象経費 / 欠損

- 補助率 1/2
- 主な補助要件
 - ・複数市町村にまたがる系統であること(平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
 - ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
 - ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
 - ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ

地域をまたがる幹線バス交通ネットワーク
赤字バス系統(補助対象)

地域をまたがる幹線交通ネットワーク
黒字バス系統(補助対象外)

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
 - 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
 - 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

<補助対象経費算定方法>
 経常費用
 (事業者のキロ当たり経常費用 × 系統毎の実車走行キロの実績)
 -
 経常収益
 (系統毎の運送収入、運送雑収及び営業外収益の実績)
 = 補助対象経費 / 欠損

- 補助率 1/2
- 主な補助要件
 - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
 - ・乗車人員が2人/1回以上であること(定時定路線型の場合に限る。)
 - ・経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象系統のイメージ

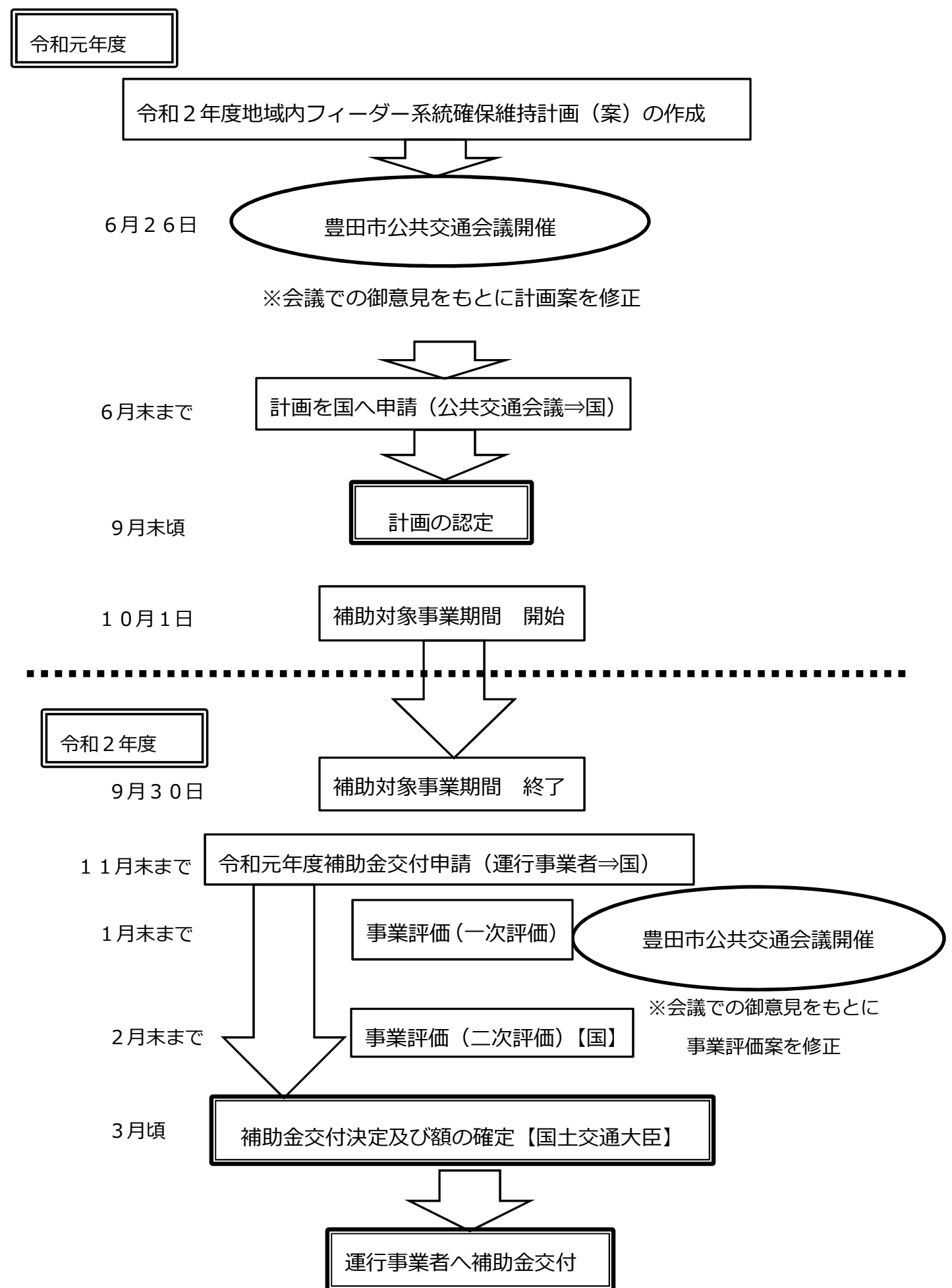
(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続

※ 専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

(2) 交通不便地域

* 地域間交通ネットワーク：黒字路線、鉄軌道(JR、大手民鉄等)も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性(複数市町村間、運行頻度)が必要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付までの流れ（令和2年度計画）



令和2年度 豊田市地域内フィーダー系統確保維持計画

(策定年月日) 令和元年 6月 26日
(協議会名称) 豊田市公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
豊田市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>◆ 目的</p> <p>豊田市は、市町村合併により広大な市域に都市部や中山間部が広がり、市民生活の移動手段として自動車が大きな役割を担っている。しかし、これからの超高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系にしていかなければならない。</p> <p>豊田市の稲武地域バスは、過疎地である稲武地区住民の地域内での移動手段を確保するとともに、基幹バス路線に乗り継ぐことで総合病院や高等学校等の施設がある近隣地区へ公共交通を使って移動できるようにするものである。また、近隣地区への移動を可能にすることによって、「都市と農山村の共生」「交流人口拡大による地域の活性化」を図ることを目的とする。</p> <p>藤岡地域バスは、学生、高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保し、地域内の教育機関、医療機関等への移動を容易にするものである。また、基幹バス路線に乗り継ぐことで中心市街地や鉄道駅等への移動を可能にするものであり、地域の交流や活性化を図ることを目的とする。</p> <p>◆ 必要性</p> <p>稲武地域バスは、地域で利用促進委員会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。</p> <p>この路線は、主に通院、買い物など生活に必要な移動手段として使用されており、過疎地域の住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。</p> <p>また、主要道路の国道153号と国道257号が区域内を交差しており、基幹バスが国道153号の稲武町から足助病院まで運行しているが、基幹バスのみでは地域全体を網羅できていない。</p> <p>そのため、地域バスが区域内全体をデマンド運行することで基幹バスへの乗り継ぎを容易にし、住民の生活交通として、家族への送迎の依存解消・外出促進に必要である。</p> <p>藤岡地域バスは、地域で運営協議会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。</p> <p>この路線は、主に通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段として使用されており、地域住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。</p> <p>また、藤岡地内における基幹バスは主要国道及び幹線道路沿いを運行しているため、全ての地域を網羅することは困難である。そこで、藤岡地域バスを基幹バスのフィーダー系統として運行することで地域全体の生活交通を確保し、高齢者、学生などの移動制約者をはじめ、誰もが容易に外出できる機会を確保することが必要である。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果																																																								
(1) 事業の目標																																																								
<p>【稲武地域バス】</p> <p>一カ年目(令和2年度): 稲武地区の人口が減少していく中で、バスをより身近に感じ、利用しやすいバスを目指して、地域バス活用マップを作成し、各戸配布により、バス利用者数の維持を図る。 利用状況、利用要望状況により利用時間の拡大、運行の見直しを行う。</p> <p>二カ年目(令和3年度): 利用状況、利用要望状況により利用時間の拡大、運行の見直しを行う。</p> <p>三カ年目(令和4年度): 利用状況、利用要望状況により利用時間の拡大、運行の見直しを行う。</p> <p>【稲武地域バス(予約型運行のみ)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運行期間</th> <th>目標収支率 (%)</th> <th>目標利用者 (人)</th> <th>人口カバー率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>R01.10~R02.9</td> <td>1.5</td> <td>2,800</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>R02.10~R03.9</td> <td>1.5</td> <td>2,800</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>R03.10~R04.9</td> <td>1.5</td> <td>2,800</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成30年度予約型運行利用実績: 2,672人 平成30年度運行経費: 15,386,851円(補助金額を除く) 平成30年度運賃収入: 164,100円</p> <p>※地域における人口(過去3年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口推移(人)</td> <td>2,393</td> <td>2,312</td> <td>2,255</td> </tr> </tbody> </table> <p>【藤岡地域バス(三箇線・西市野々線)】</p> <p>一カ年目(令和2年度): 利用者の多くを通学利用が占めているが、今後沿線地区の子どもの人口減少が見込まれる。子どもの人口減少による利用者数減少の影響を小さくし、利用者数の維持を達成するため、高齢者クラブでの利用啓発により利用促進を行い、「地域で利用する」ことによってバスの維持を図る。</p> <p>二カ年目(令和3年度): 利用状況を分析し、移動需要に即した運行形態となるよう路線等を検討。</p> <p>三カ年目(令和4年度): 利用状況を分析し、移動需要に即した運行形態となるよう路線等を検討。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運行期間</th> <th>目標収支率 (%)</th> <th>目標利用者 (人)</th> <th>人口カバー率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>R01.10~R02.9</td> <td>7.2</td> <td>35,000</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>R02.10~R03.9</td> <td>7.2</td> <td>35,000</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>R03.10~R04.9</td> <td>7.2</td> <td>35,000</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域における人口(過去3年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口推移(人)</td> <td>19,499</td> <td>19,419</td> <td>19,500</td> </tr> </tbody> </table>		運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)	令和2年度	R01.10~R02.9	1.5	2,800	100	令和3年度	R02.10~R03.9	1.5	2,800	100	令和4年度	R03.10~R04.9	1.5	2,800	100		平成29年度	平成30年度	令和元年度	人口推移(人)	2,393	2,312	2,255		運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)	令和2年度	R01.10~R02.9	7.2	35,000	75	令和3年度	R02.10~R03.9	7.2	35,000	75	令和4年度	R03.10~R04.9	7.2	35,000	75		平成29年度	平成30年度	令和元年度	人口推移(人)	19,499	19,419	19,500
	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)																																																				
令和2年度	R01.10~R02.9	1.5	2,800	100																																																				
令和3年度	R02.10~R03.9	1.5	2,800	100																																																				
令和4年度	R03.10~R04.9	1.5	2,800	100																																																				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																					
人口推移(人)	2,393	2,312	2,255																																																					
	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)																																																				
令和2年度	R01.10~R02.9	7.2	35,000	75																																																				
令和3年度	R02.10~R03.9	7.2	35,000	75																																																				
令和4年度	R03.10~R04.9	7.2	35,000	75																																																				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度																																																					
人口推移(人)	19,499	19,419	19,500																																																					

(2) 事業の効果

【稲武地域バス】

地域内デマンド運行を維持することにより、下記地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。地域内デマンド運行によって、時間の制約を受けずに移動することが可能となった。また、幹線・フィーダー線のネットワークが連携することによって、効率的な運行体系を実現することができる。さらには外出機会の増加・地域活性化にもつながる。

・効果が見込める地域（平成31年4月現在：出典 オープンデータ豊田市の人口）

効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)
田津原町	58	大野瀬町	163
小田木町	243	押山町	98
富永町	27	川手町	97
御所貝津町	209	野入町	132
稲武町	268	中当町	59
黒田町	274	夏焼町	151
桑原町	291	武節町	243

【藤岡地域バス】

時間帯ごとのニーズを反映した運行を確保・維持することにより、幅広い利用者層に対応した移動手段を確保することができる。また、基幹バスと接続し地域外への移動手段を確保し公共交通ネットワークとしての利便性を高めることにより、地域の誰もが日常生活に必要な移動手段を持つことができる。

・効果が見込める地域（平成31年4月現在：出典 オープンデータ豊田市の人口）

効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)
大岩町	31	北曾木町	339
三箇町	284	折平町	744
西市野々町	146	上渡合町	870
白川町	360	北一色町	799
石畳町	1,100	石飛町	383
藤岡飯野町	1,637	田茂平町	116
御作町	736	上川口町	101
下川口町	101	木瀬町の一部	183
深見町の一部	88	西中山町の一部	6704

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【稲武地域バス】

バス乗車促進PRの実施 実施主体：稲武地域生活交通利用促進委員会
 ・イベント開催時にどんぐりバスブースを設置し、利用促進PRを実施する。
 ・稲武地区、地区外の方が利用しやすい地域バス活用マップを作成配布する。
 ・各自治区や地元企業等への利用状況説明及び利用促進PRを実施する。

期間限定デマンドバス夜間運行の実施検証 実施主体：稲武地域生活交通利用促進委員会
 ・期間限定夜間運行バスの必要性検討。

【藤岡地域バス】

イベントにおけるバス利用促進の実施 実施主体：藤岡地域バス運営協議会
 ・イベント時にバスを利用した団体に対し、バスの回数券を補助。
 ・交流館が主催する地域イベントでのブース出展によるPR。
 ・石畳ふれあい広場等、地域内の集客施設が開催するイベントでの出張PR。

高齢者クラブに対するバス利用促進の実施 実施主体：市
 ・バスの利用方法や利用者の体験談等を掲載した利用ガイドブック（平成27年度作成）を活用し、イベント時にバスを利用するよう高齢者クラブへ提案。

路線バス情報のGoogleマップへの掲載 実施主体：市
 ・路線バス情報をデータ変換（標準的なバス情報フォーマットへの変換）し、Googleマップで検索できるようにした。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添「表1」参照

【稲武地域バス】

◆ 運行事業者

事業者名：豊栄交通株式会社
 所 在：豊田市深田町1丁目126番地1
 連 絡 先：0565-74-1110

◆ 運行系統の概要

系統名	運行系統			運行日数	運行回数	1回あたりのサービス提供時間	計画サービスの提供時間
	発地	区域	着地				
稲武地域バス	大野瀬	稲武地域	小田木	236日	236回	8時間	1,888時間

※8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休

◆ 運行事業者の選定理由

平成28年1月21日プロポーザル方式により選考会を実施
 運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定
 令和2年度に次期運行事業者選定のプロポーザル方式による選考会を実施予定

【藤岡地域バス】

◆ 運行事業者

事業者名：豊栄交通株式会社
 所 在：豊田市深田町1丁目126番地1
 連 絡 先：0565-74-1110

運行系統の概要（平成30年4月現在）※1月1日は運休。

系統名	運行系統			運行日数	運行回数	キロ程	計画実車走行キロ(km)
	発地	区域	着地				
三箇線①	大平	上渡合北	藤岡南中学校前	363日	485.5回	往 24.6 km 復 24.6 km	23,643.6
三箇線②	大平	上渡合北	メグリア藤岡店	363日	1,092回	往 26.2 km 復 26.2 km	56,732.0
西市野々線①	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	藤岡南中学校前	243日	243回	往 22.7 km 復 — km	10,890.0
西市野々線②	メグリア藤岡店	北一色	西市野々生活改善センター	363日	606.5回	往 — km 復 23.7 km	28,458.5
西市野々線③	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	メグリア藤岡店	363日	606.5回	往 24.3 km 復 — km	29,185.1
西市野々線④	藤岡南中学校前	北一色	西市野々生活改善センター	243日	121.5回	往 — km 復 22.1 km	5,277.9
西市野々線⑤	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	加茂丘高校前	243日	121.5回	往 13.9 km 復 — km	3,301.7

◆ 運行事業者の選定理由

平成28年1月21日プロポーザル方式により選考会を実施
 運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定
 令和2年度に次期運行事業者選定のプロポーザル方式による選考会を実施予定

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

市から運行事業者への運行負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

豊栄交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法に定める以下の地域
 （稲武町、旭町、小原村、足助町、藤岡町、下山村）

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

(2) 事業の効果

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

17. 協議会の開催状況と主な議論

豊田市公共交通会議の開催状況と協議事項

【稲武地域バス】

平成20年6月18日（第1回）
稲武地域バスの区域運行（デマンド運行）について協議

平成22年12月14日（第2回）
稲武地域バスの区域運行の区域拡大について協議

平成23年6月28日（第3回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成24年6月22日（第4回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成24年12月27日（第5回）
地域バス路線の改編について協議

平成25年6月25日（第6回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成26年6月26日（第7回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成27年6月26日（第8回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成28年2月10日（第9回）
地域バス路線の時刻表改正について協議

平成28年6月21日（第10回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成29年2月9日（第11回）
地域バス路線改編について協議

平成29年6月22日（第12回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成29年12月25日（第13回）
地域バスの路線改編について協議

平成30年2月9日（第14回）
地域バス（区域運行）の路線改編について協議

平成30年6月27日（第15回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成30年12月14日（第16回）
地域バス路線定期運行の路線改編について協議

平成31年2月13日（第17回）
地域バス路線改編について協議

【藤岡地域バス】

平成19年11月29日（第1回）
藤岡地域バスの運行について協議

平成21年 6月23日（第2回）
路線及び運行本数の変更について協議

平成21年12月14日（第3回）
路線延長、路線変更及びダイヤ改正について協議

平成22年12月14日（第4回）
路線の延伸、バス停の増設及び運行車両の変更について協議

平成23年 6月28日（第5回）
バス停の移設及び運行ルートの変更について協議

平成23年12月20日（第6回）
地域バス路線の新設について協議

平成24年1月27日（第7回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成24年2月17日（第8回）
地域バス路線の改編について協議

平成24年6月22日（第9回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成24年12月27日（第10回）
地域バス路線の改編について協議

平成25年6月25日（第11回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成26年2月13日（第12回）
地域公共交通確保維持事業の変更について内容協議、計画全体について合意

平成26年6月26日（第13回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成27年2月5日（第14回）
地域バス路線の時刻表改正について協議

平成27年6月26日（第15回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成28年6月21日（第16回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成28年12月16日（第17回）
地域バス路線のルート及び時刻表改正について協議

平成29年6月22日（第18回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成30年6月27日（第19回）
地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成31年2月13日（第20回）
藤岡地域バス乗継割引の社会実験について報告

18. 利用者等の意見の反映状況

【稲武地域バス】

・平成30年度に稲武地域生活交通利用促進委員会を7回（委員会4回、役員会1回、バス時刻改正打合せ2回）開催し、地域利用者の意見・要望等を聞き、稲武地域バス路線の改編検討及び期間限定デマンドバス夜間運行について実施案を作成した。

・バスの利用促進PRとして、稲武地区のウォーキング「歩かまい稲武」で特設ブースを設け地域バスの利用案内や地域バス利用例などを紹介した。また、稲武子ども園児親子対象交通安全教室を開催し、地域バスへの親しみの向上・乗車時の安全の確保など体験から利用促進につなげる活動を実施した。

【藤岡地域バス】

・平成29年度に利用者や沿線住民を対象とした利用促進を目的としたアンケートを実施した。小中学校を初め、高校生、高齢者クラブは個別に団体として配布し、約4,000件の回答を得た。

平成30年度には、アンケートの集計・考察を豊田高専の野田教授にお願いし、報告書ができた。

令和元年度は、この報告書に基づき、路線改編等の参考にし、利便性向上をはかる。

19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛知県交通対策課 愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所足助支所
関係市区町村	愛知県豊田市交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	豊栄交通株式会社、名鉄バス株式会社、国土交通省中部地方整備局、愛知県警察豊田警察署、足助警察署 ほか
地方運輸局	愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	豊田工業高等専門学校教授、名城大学教授、豊田商工会議所、豊田市区長会、豊田市PTA連絡協議会、豊田市老人クラブ連合会ほか

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 豊田市西町3丁目60番地
(所 属) 豊田市役所交通政策課
(氏 名) 黒谷、篠原
(電 話) 0565-34-6603
(e-mail) koutsu@city.toyota.aichi.jp